

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン

改 正 後	現 行
1. 目的及び適用範囲 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき平成16年4月2日に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」(平成20年4月一部変更)を踏まえ、また、法第8条に基づき法に定める事項に関して必要な事項を定め、経済産業省が所管する分野及び法第36条第1項により経済産業大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「経済産業分野」という。）における事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援する具体的な指針として定めるものである。 本ガイドラインは、経済産業大臣が法を執行する際の基準となるものであるが、従業員の個人情報（雇用管理に関するもの）に関する部分については、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）との整合性に留意した（「従業員」及び「従業者」の用語については、「2-2-3-3.従業者の監督（法第21条関連）」参照。）。このため、本ガイドラインのうちこれらの部分については、厚生労働大臣及び経済産業大臣の共同で作成し、両大臣が共同して法を執行する。 本ガイドライン中、「しなければならない」と記載されている規定については、それに従わなかった場合は、経済産業大臣により、法の規定違反と判断され得る。一方、「望ましい」と記載されている規定については、それに従わなかった場合でも、法の規定違反と判断されることはない（3. 参照）。しかし、「望ましい」と記載されている規定についても、個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに配慮して適正な取扱いが図られるべきとする法の基本理念（法第3条）を踏まえ、個人情報保護の推進の観点から、できるだけ取り組むことが望まれるものである。もっとも、個人情報の保護に当たって個人情報の有用性に配慮	1. 目的及び適用範囲 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき平成16年4月2日に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、また、法第8条に基づき法に定める事項に関して必要な事項を定め、経済産業省が所管する分野及び法第36条第1項により経済産業大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「経済産業分野」という。）における事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援する具体的な指針として定めるものである。 本ガイドラインは、経済産業大臣が法を執行する際の基準となるものであるが、従業員の個人情報（雇用管理に関するもの）に関する部分については、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）との整合性に留意した（「従業員」及び「従業者」の用語については、「2-2-3-3.従業者の監督（法第21条関連）」参照。）。このため、本ガイドラインのうちこれらの部分については、厚生労働大臣及び経済産業大臣の共同で作成し、両大臣が共同して法を執行する。 本ガイドライン中、「しなければならない」と記載されている規定については、それに従わなかった場合は、経済産業大臣により、法の規定違反と判断され得る。一方、「望ましい」と記載されている規定については、それに従わなかった場合でも、法の規定違反と判断されることはない（3. 参照）。しかし、「望ましい」と記載されている規定についても、個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに配慮して適正な取扱いが図られるべきとする法の基本理念（法第3条）を踏まえ、個人情報保護の推進の観点から、できるだけ取り組むことが望まれるものである。もっとも、個人情報の保護に当たって個人情報の有用性に配慮

することとしている法の目的（法第1条）の趣旨に照らし、公益上必要な活動や正当な事業活動等までも制限するものではない。

なお、本ガイドライン中に事例として記述した部分は、理解を助けることを目的として、該当する事例及び該当しない事例のそれぞれにつき、典型的な例を示すものであり、すべての事案を網羅することを目的とするものではない。実際には個別事案ごとに検討が必要となる。また、幾つかの業種の例を取り上げたもので、すべての業種の例を網羅しているわけではない。

このほか、経済産業分野に該当するもののうち、個人情報の性質及び利用方法又は事業実態の特殊性等にかんがみ、特別に個人情報の適正な取扱いを確保する必要がある場合には、経済産業大臣が、別途更なる措置を講ずることもあり得る。また、認定個人情報保護団体（法第37条第1項の認定を受けた団体をいう。以下同じ。）が、法第43条第1項に規定する個人情報保護指針を策定することもあり得る。さらに、事業者団体等が、当該事業の実態を踏まえ、当該団体傘下企業を対象とした自主的ルールである、事業者団体ガイドラインを策定又は改正することもあり得る。これらの場合、それらに該当する個人情報を取り扱うに当たっては、当該更なる措置、個人情報保護指針及び事業者団体ガイドラインに沿った対応を行う必要がある。

本ガイドラインは、経済産業分野における事業者等のうち、法が適用対象とする個人情報取扱事業者（※ 2-1-3 参照。）に該当する事業者等を対象として適用する。

また、経済産業分野において個人情報取扱事業者でない事業者等についても、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」（法第3条）という法の基本理念を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。

2. 法令解釈指針・事例

2-1. 定義

することとしている法の目的（法第1条）の趣旨に照らし、公益上必要な活動や正当な事業活動等までも制限するものではない。

なお、本ガイドライン中に事例として記述した部分は、理解を助けることを目的として、該当する事例及び該当しない事例のそれぞれにつき、典型的な例を示すものであり、すべての事案を網羅することを目的とするものではない。実際には個別事案ごとに検討が必要となる。また、幾つかの業種の例を取り上げたもので、すべての業種の例を網羅しているわけではない。

このほか、経済産業分野に該当するもののうち、個人情報の性質及び利用方法又は事業実態の特殊性等にかんがみ、特別に個人情報の適正な取扱いを確保する必要がある場合には、経済産業大臣が、別途更なる措置を講ずることもあり得る。また、認定個人情報保護団体（法第37条第1項の認定を受けた団体をいう。以下同じ。）が、法第43条第1項に規定する個人情報保護指針を策定することもあり得る。さらに、事業者団体等が、当該事業の実態を踏まえ、当該団体傘下企業を対象とした自主的ルールである、事業者団体ガイドラインを策定又は改正することもあり得る。これらの場合、それらに該当する個人情報を取り扱うに当たっては、当該更なる措置、個人情報保護指針及び事業者団体ガイドラインに沿った対応を行う必要がある。

2. 法令解釈指針・事例

2-1. 定義

2-1-3.「個人情報取扱事業者」（法第2条第3項関連）

法第2条第3項
(略)

政令第2条

法第2条第3項第5号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去6月以内のいずれの日においても5000を超えない者とする。

1 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所又は居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）

ハ 電話番号

2 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

(略)

※「特定の個人の数」について

個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合は、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人数は、上記の「特定の個人の数」には算入しない。

①個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。

②氏名、住所・居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳やカーナビゲーション）であること、又

2-1-3.「個人情報取扱事業者」（法第2条第3項関連）

法第2条第3項
(略)

政令第2条

法第2条第3項第5号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去6月以内のいずれの日においても5000を超えない者とする。

(略)

※「特定の個人の数」について

個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合は、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人数は、上記の「特定の個人の数」には算入しない。

①個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。

②その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所（居所を含み、地図上又はコンピュータの映像面上において住

は、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録、弁護士会名簿等）であること。

- ③事業者自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

(略)

2-1-5.「保有個人データ」(法第2条第5項関連)

法第2条第5項
(略)

(略)

- ①～③ (略)

- ④その個人データの存否が明らかになることで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

事例1) 警察からの捜査関係事項照会や搜索差押令状の対象となった事業者がその対応の過程で捜査対象者又は被疑者を本人とする個人データを保有している場合

事例2) 犯罪収益との関係が疑わしい取引（以下「疑わしい取引」という。）の届出の対象情報

2-2-1.個人情報の利用目的関係（法第15条～第16条関連）

(1)利用目的の特定（法第15条第1項関連）

法第15条第1項

所又は居所の所在場所を示す表示を含む。）又は電話番号のみを含んでいる。

- ③その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをしていない。

(略)

2-1-5.「保有個人データ」(法第2条第5項関連)

法第2条第5項
(略)

(略)

- ①～③ (略)

- ④その個人データの存否が明らかになることで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

事例) 警察からの捜査関係事項照会や搜索差押令状の対象となった事業者がその対応の過程で捜査対象者又は被疑者を本人とする個人データを保有している場合

2-2-1.個人情報の利用目的関係（法第15条～第16条関連）

(1)利用目的の特定（法第15条第1項関連）

法第15条第1項

(略)

個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある（2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。

具体的には、「○○事業*における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられる。定款や寄附行為等に想定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定している場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならない。また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならない。

また、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態に応じ、事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、本人の選択によって利用目的の限定ができるようにしたりする等、本人にとって利用目的がより明確になるような取組が望ましい。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨特定しなければならない。

雇用管理情報の利用目的の特定に当たっても、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、労働者等（個人情報取扱事業者を使用されている労働者、個人情報取扱事業者を使用される労働者になろうとする者及びなろうとした者並びに過去において個人情報取扱事業者に使用されていた者。以下同じ。）本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければならない。

(略)

個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある（2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。なお、利用目的の特定の際に、利用する個人情報の項目及び入手先の事業者名等を特定することまで求められるわけではない。

具体的には、「○○事業*における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられる。定款や寄附行為等に想定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定している場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならない。また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨特定しなければならない。

雇用管理情報の利用目的の特定に当たっても、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、労働者等（個人情報取扱事業者に使用されている労働者、個人情報取扱事業者を使用される労働者になろうとする者及びなろうとした者並びに過去において個人情報取扱事業者に使用されていた者。以下同じ。）本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければならない。

(5) 適用除外（法第16条第3項関連）

(i) 法令に基づく場合（法第16条第3項第1号関連）

法第16条第3項第1号
(略)

法令に基づいて個人情報を取り扱う場合は、その適用を受けない。
上記の根拠となる法令の規定としては、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）、少年法第6条の5（令状による触法少年の調査）、所得税法第234条（所得税に係る税務職員の質問検査権）、地方税法第72条の7（事業税に係る徴税吏員の質問検査権、その他各種税法に類似の規定あり。）等が考えられる。これらについては、強制力を伴っており、一律これに該当する。

事例1）金融商品取引法第211条により裁判所許可状に基づいて証券取引等監視委員会の職員が行う犯則事件の調査への対応

事例2）犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項に基づく特定事業者による疑わしい取引の届出

事例3）児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に基づく児童虐待に係る通告

事例4）所得税法第225条第1項等による税務署長に対する支払調書等の提出

事例5）統計法第13条による国勢調査などの基幹統計調査に対する報告

一方、刑事訴訟法第197条第2項（捜査に必要な取調べ）や少年法第6条の4（触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等）は、強制力を伴わないが、法令に根拠があるのでこれに該当する。また、弁護士法第23条の2（弁護士会からの照会）の場合も、同様に、対象となると考えられるが、提供に当たっては、同照会制度の目的に則した必要性和合理性が認められるかを考慮する必要がある。

(5) 適用除外（法第16条第3項関連）

(i) 法令に基づく場合（法第16条第3項第1号関連）

法第16条第3項第1号
(略)

法令に基づいて個人情報を取り扱う場合は、その適用を受けない。
上記の根拠となる法令の規定としては、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）、地方税法第72条の7（事業税に係る徴税吏員の質問検査権、各種税法に類似の規定あり。）等が考えられる。これらについては、強制力を伴っており、一律これに該当する。

事例）所得税法第225条第1項等による税務署長に対する支払調書等の提出

一方、刑事訴訟法第197条第2項（捜査に必要な取調べ）は、強制力を伴わないが、法令に根拠があるのでこれに該当する。また、弁護士法第23条の2（弁護士会からの照会）の場合も、同様に、対象となると考えられるが、提供に当たっては、同照会制度の目的に則した必要性和合理性が認められるかを考慮する必要がある。

- 事例 1) 金融商品取引法第 2 1 0 条により証券取引等監視委員会の職員が行う犯則事件の調査への対応
- 事例 2) 刑事訴訟法第 5 0 7 条による裁判執行関係事項照会への対応
- 事例 3) 刑事訴訟法第 2 7 9 条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 2 4 条第 3 項による裁判所からの照会への対応
- 事例 4) 民事訴訟法第 1 8 6 条、第 2 2 6 条、家事審判規則第 8 条による裁判所からの文書送付や調査の嘱託への対応
- 事例 5) 家事審判規則第 7 条の 2 に基づく家庭裁判所調査官による事実の調査への対応
- 事例 6) 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 2 8 条による検察官や被害回復事務管理人からの照会への対応
- 事例 7) 会社法第 3 8 1 条第 3 項による親会社の監査役の子会社に対する調査への対応
- 事例 8) 会社法第 3 9 6 条及び証券取引法第 1 9 3 条の 2 の規定に基づく財務諸表監査への対応
- 事例 9) 製造・輸入事業者が、消費生活用製品安全法第 3 9 条第 1 項の規定による命令（危害防止命令）を受けて製品の回収等の措置をとる際に、販売事業者が、同法第 3 8 条第 3 項の規定に基づき製品の購入者等の情報を製造・輸入事業者に提供する場合
- 事例 1 0) 統計法第 3 0 条及び第 3 1 条による国勢調査などの基幹統計調査に関する協力要請への対応

(iv) 国の機関等への協力（法第 1 6 条第 3 項第 4 号関連）

法第 1 6 条第 3 項第 4 号
(略)

(略)

事例 1、2) (略)

事例 3) 一般統計調査や地方公共団体が行う統計調査に回答する

事例 1) 会社法第 3 8 1 条第 3 項による親会社の監査役の子会社に対する調査への対応

事例 2) 会社法第 3 9 6 条及び証券取引法第 1 9 3 条の 2 の規定に基づく財務諸表監査への対応

事例 3) 製造・輸入事業者が、消費生活用製品安全法第 3 9 条第 1 項の規定による命令（危害防止命令）を受けて製品の回収等の措置をとる際に、販売事業者が、同法第 3 8 条第 3 項の規定に基づき製品の購入者等の情報を製造・輸入事業者に提供する場合

(iv) 国の機関等への協力（法第 1 6 条第 3 項第 4 号関連）

法第 1 6 条第 3 項第 4 号
(略)

(略)

事例 1、2) (略)

場合

2-2-2.個人情報の取得関係（法第17条～第18条関連）

(1)適正取得（法第17条関連）

法第17条
(略)

(略)

【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】

事例1) 親の同意がなく、十分な判断能力を有していない子どもから、取得状況から考えて関係のない親の収入事情などの家族の個人情報を取得する場合

事例2) 法第23条に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得した場合

事例3) 他の事業者に指示して上記事例1) 又は事例2) などの不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

事例4) 法第23条に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合

事例5) 上記事例1) 又は上記事例2) などの不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

(5)適用除外（法第18条第4項関連）

(ii) 当該個人情報取扱事業者の権利等を害するおそれ（法第18条第4項第2号関連）

法第18条第4項第2号
(略)

2-2-2.個人情報の取得関係（法第17条～第18条関連）

(1)適正取得（法第17条関連）

法第17条
(略)

(略)

【不正の手段により個人情報を取得している事例】

事例1) 親の同意がなく、十分な判断能力を有していない子どもから、取得状況から考えて関係のない親の収入事情などの家族の個人情報を取得する場合

事例2) 法第23条に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得した場合

事例3) 他の事業者に指示して上記事例1) 又は事例2) などの不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

(5)適用除外（法第18条第4項関連）

(ii) 当該個人情報取扱事業者の権利等を害するおそれ（法第18条第4項第2号関連）

法第18条第4項第2号
(略)

(略)

事例 1) 通知又は公表される利用目的の内容により、当該個人情報取扱事業者が行う新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになる場合

事例 2) 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

2-2-3-2.安全管理措置（法第 20 条関連）

第 20 条
(略)

組織的安全管理措置

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

⑤「事故又は違反への対処」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・以下の(ア)から(カ)までの手順の整備

ただし、書店で誰もが容易に入手できる市販名簿等（事業者において全く加工をしていないもの）を紛失等した場合には、以下の対処をする必要はないものと考えられる。

(ア)事実調査、原因の究明

(イ)影響範囲の特定

(ウ)再発防止策の検討・実施

(エ)影響を受ける可能性のある本人への連絡

事故又は違反について本人へ謝罪し、二次被害を防止するために、可能な限り本人へ連絡することが望ましい。

ただし、例えば、以下のように、本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さいと考えられる場合には、本人への連絡を省略しても構わな

(略)

事例) 通知又は公表される利用目的の内容により、当該個人情報取扱事業者が行う新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになる場合

2-2-3-2.安全管理措置（法第 20 条関連）

第 20 条
(略)

組織的安全管理措置

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

⑤「事故又は違反への対処」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・以下の(ア)から(カ)までの手順の整備

ただし、書店で誰もが容易に入手できる市販名簿等（事業者において全く加工をしていないもの）を紛失等した場合には、以下の対処をする必要はないものと考えられる。

(ア)事実調査、原因の究明

(イ)影響範囲の特定

(ウ)再発防止策の検討・実施

(エ)影響を受ける可能性のある本人への連絡

事故又は違反について本人へ謝罪し、二次被害を防止するために、可能な限り本人へ連絡することが望ましい。

ただし、例えば、以下のように、本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さいと考えられる場合には、本人への連絡を省略しても構わな

いものと考えられる。

- ・紛失等した個人データを、第三者に見られることなく、速やかに回収した場合
- ・高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合（ただし、(オ)に定める報告の際、高度な暗号化等の秘匿化として施していた措置内容を具体的に報告すること。）
- ・漏えい等をした事業者以外では、特定の個人を識別することができない場合（事業者が所有する個人データと照合することによって、はじめて個人データとなる場合。ただし、(オ)に定める報告の際、漏えい等をした事業者以外では特定の個人を識別することができないものと判断できる措置内容を具体的に報告すること。）

(オ)主務大臣等への報告

a. 個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者の場合

認定個人情報保護団体の業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）は、経済産業大臣（主務大臣）への報告に代えて、自己が所属する認定個人情報保護団体に報告を行うことができる。認定個人情報保護団体は、対象事業者の事故又は違反の概況を経済産業省に定期的に報告する。

ただし、以下の場合、経済産業大臣（主務大臣）に、逐次速やかに報告を行うことが望ましい。

- ・機微にわたる個人データ（(a)思想、信条又は宗教に関する事項、(b)人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報のみの場合を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項、(c)勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項、(d)集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項、(e)保健医療又は性生活に関する事項等）を漏えいした場合
- ・信用情報、クレジットカード番号等を含む個人データが漏えいした場合であって、二次被害が発生する可能性が高い場合
- ・同一事業者において漏えい等の事故（特に同種事案）が繰り返し発生した場合
- ・その他認定個人情報保護団体が必要と考える場合

b. 個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者で

いものと考えられる。

- ・紛失等した個人データを、第三者に見られることなく、速やかに回収した場合
- ・高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合

- ・漏えい等をした事業者以外では、特定の個人を識別することができない場合（事業者が所有する個人データと照合することによって、はじめて個人データとなる場合）

(オ)主務大臣等への報告

a. 個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者の場合

認定個人情報保護団体の業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）は、経済産業大臣（主務大臣）への報告に代えて、自己が所属する認定個人情報保護団体に報告を行うことができる。認定個人情報保護団体は、対象事業者の事故又は違反の概況を経済産業省に定期的に報告する。

ただし、以下の場合、経済産業大臣（主務大臣）に、逐次速やかに報告を行うことが望ましい。

- ・機微にわたる個人データ（(a)思想、信条又は宗教に関する事項、(b)人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報のみの場合を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項、(c)勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項、(d)集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項、(e)保健医療又は性生活に関する事項等）を漏えいした場合
- ・信用情報、クレジットカード番号等を含む個人データが漏えいした場合であって、二次被害が発生する可能性が高い場合
- ・同一事業者において漏えい等の事故（特に同種事案）が繰り返し発生した場合
- ・その他認定個人情報保護団体が必要と考える場合

b. 個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者で

ない場合

経済産業大臣（主務大臣）に報告を行う。

c. 関係機関への報告

認定個人情報保護団体の対象事業者であるか否かにかかわらず、主務大臣に報告するほか、所属する業界団体等の関係機関に報告を行うことが望ましい。

なお、a. 及びb. のいずれの場合も、事業者は次の事例について、認定個人情報保護団体又は主務大臣への報告を月に一回ごとにまとめて実施することができる。

- ・ ファクシミリやメールの誤送信（宛名及び送信者名以外に個人情報が含まれていない場合に限る。）。なお、内容物に個人情報が含まれない荷物等の宅配又は郵送を委託したところ、誤配によって宛名に記載された個人データが第三者に開示された場合については、報告する必要はない（2-2-3-2.【安全管理措置の義務違反とはならない事例（従業員の監督及び委託先の監督の義務違反ともならない場合）】参照）。

(カ) 事実関係、再発防止策等の公表

二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、個人データの漏えい等の事案が発生した場合は、可能な限り事実関係、再発防止策等を公表することが重要である。

ただし、例えば、以下のように、二次被害の防止の観点から公表の必要性がない場合には、事実関係等の公表を省略しても構わないものと考えられる。なお、そのような場合も、類似事案の発生回避の観点から、同業種間等で、当該事案に関する情報が共有されることが望ましい。

- ・ 影響を受ける可能性のある本人すべてに連絡がついた場合
- ・ 紛失等した個人データを、第三者に見られることなく、速やかに回収した場合
- ・ 高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合（ただし、（オ）に定める報告の際、高度な暗号化等の秘匿化として施していた措置内容を具体的に報告すること。）
- ・ 漏えい等をした事業者以外では、特定の個人を識別することができない場合（事業者が所有する個人データと照合することによって、はじめて個人データとなる場合。ただし、（オ）に定める報告の際、漏えい等をした事業者以外では特定の個

ない場合

経済産業大臣（主務大臣）に報告を行う。

なお、認定個人情報保護団体の対象事業者であるか否かにかかわらず、主務大臣に報告するほか、所属する業界団体等の関係機関に報告を行うことが望ましい。

(カ) 事実関係、再発防止策等の公表

二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、個人データの漏えい等の事案が発生した場合は、可能な限り事実関係、再発防止策等を公表することが重要である。

ただし、例えば、以下のように、二次被害の防止の観点から公表の必要性がない場合には、事実関係等の公表を省略しても構わないものと考えられる。なお、そのような場合も、類似事案の発生回避の観点から、同業種間等で、当該事案に関する情報が共有されることが望ましい。

- ・ 影響を受ける可能性のある本人すべてに連絡がついた場合
- ・ 紛失等した個人データを、第三者に見られることなく、速やかに回収した場合
- ・ 高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合
- ・ 漏えい等をした事業者以外では、特定の個人を識別することができない場合（事業者が所有する個人データと照合することによって、はじめて個人データとなる場合）

人を識別することができないものと判断できる措置内容を具体的に報告すること。)

【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項の例】

(2) 移送・送信

② 手続の明確化と手続に従った実施

- ・ 個人データを移送・送信する際の手続の明確化
- ・ 定められた手続による移送・送信の実施
- ・ 個人データを移送・送信する場合の個人データの暗号化等の秘匿化（例えば、公衆回線を利用して個人データを送信する場合）
- ・ 移送時におけるあて先確認と受領確認（例えば、簡易書留郵便 その他個人情報が含まれる荷物を輸送する特定のサービスの利用）
- ・ F A X 等におけるあて先番号確認と受領確認
- ・ 個人データを記した文書を F A X 機等に放置することの禁止
- ・ 暗号鍵やパスワードの適切な管理

2-2-3-4. 委託先の監督（法第 22 条関連）

法第 22 条
(略)

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第 20 条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、委託を受けた者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない（2-1-4. 「* 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

「必要かつ適切な監督」には、委託先を適切に選定すること、委託先

【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項の例】

(2) 移送・送信

② 手続の明確化と手続に従った実施

- ・ 個人データを移送・送信する際の手続の明確化
- ・ 定められた手続による移送・送信の実施
- ・ 個人データを移送・送信する場合の個人データの暗号化等の秘匿化（例えば、公衆回線を利用して個人データを送信する場合）
- ・ 移送時におけるあて先確認と受領確認（例えば、配達記録郵便 等の利用）
- ・ F A X 等におけるあて先番号確認と受領確認
- ・ 個人データを記した文書を F A X 機等に放置することの禁止
- ・ 暗号鍵やパスワードの適切な管理

2-2-3-4. 委託先の監督（法第 22 条関連）

法第 22 条
(略)

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第 20 条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、委託を受けた者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない（2-1-4. 「* 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

「必要かつ適切な監督」には、委託先を適切に選定すること、委託先

に法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結すること、委託先における委託された個人データの取扱状況を把握することが含まれる。

①委託先の選定

委託先を適切に選定するためには、委託先において実施される個人データの安全管理措置が、委託する当該業務内容に応じて、少なくとも法第20条で求められる安全管理措置と同等であることを、合理的に確認することが望ましい。また、委託先の評価は適宜実施することが望ましい。

②委託契約の締結

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

なお、本人からの損害賠償請求に係る責務を、安全管理措置に係る責任分担を無視して一方的に委託先に課すなど、優越的地位にある者が委託元の場合、委託先に不当な負担を課することがあってはならない。

③委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を相互に確認することが望ましい。

委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じたときは、元の委託元がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は注意を要する。

なお、漏えいした場合に二次被害が発生する可能性が高い個人データ（例えば、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人データ等）の取扱いを委託する場合は、より高い水準において「必要かつ適切な監督」を行うことが望ましい。

また、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業内容の特性、規模及び実態に応じ、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることが望ましい。

に法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結すること、委託先における委託された個人データの取扱状況を把握することが含まれる。

委託先を適切に選定するためには、委託先において実施される個人データの安全管理措置が、委託する当該業務内容に応じて、少なくとも法第20条で求められる安全管理措置と同等であることを、合理的に確認することが望ましい。また、委託先の評価は適宜実施することが望ましい。

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

なお、本人からの損害賠償請求に係る責務を、安全管理措置に係る責任分担を無視して一方的に委託先に課すなど、優越的地位にある者が委託元の場合、委託先に不当な負担を課することがあってはならない。

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を相互に確認することが望ましい。

また、委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じたときは、元の委託元がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は注意を要する。

なお、漏えいした場合に二次被害が発生する可能性が高い個人データ（例えば、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人データ等）の取扱いを委託する場合は、より高い水準において「必要かつ適切な監督」を行うことが望ましい。

(略)

(略)

2-2-4.第三者への提供（法第23条関連）

(3) 第三者に該当しないもの（法第23条第4項関連）

(ii) 事業の承継（法第23条第4項第2号関連）

法第23条第4項第2号
(略)

合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合は、第三者に該当しない。

事業の承継後も、個人データが譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるため必要な契約を締結しなければならない。

事例1、2) (略)

(iii) 共同利用（法第23条第4項第3号関連）

法第23条第4項第3号
(略)

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下の①から④までの情報をあらかじめ^{*1}本人に通知^{*2}し、又は本人が容易に知り得る状態^{*3}に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、第三者に該当しない。また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合は、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により

2-2-4.第三者への提供（法第23条関連）

(3) 第三者に該当しないもの（法第23条第4項関連）

(ii) 事業の承継（法第23条第4項第2号関連）

法第23条第4項第2号
(略)

合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合は、第三者に該当しない。

事業の承継後も、個人データが譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、第三者提供となり得るため、注意する必要がある。

事例1、2) (略)

(iii) 共同利用（法第23条第4項第3号関連）

法第23条第4項第3号
(略)

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下の①から④までの情報をあらかじめ^{*1}本人に通知^{*2}し、又は本人が容易に知り得る状態^{*3}に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、第三者に該当しない。また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合は、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により

特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

共同利用する場合、①から④までの情報のほか、あらかじめ一定の事項につき取り決めておくことが望ましい。

共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしもすべての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託先の監督義務を免れるわけでもない。

例えば、グループ企業でイベントを開催する場合に、各子会社から親会社（幹事会社）に顧客情報を集めた上で展示会の案内を発送する場合は共同利用となるが、自社でイベントを開催する場合に、案内状を発送するために発送代行事業者に顧客情報を提供する場合は、共同利用者の範囲に含まれるグループ企業内の事業者への提供であったとしても、委託であって、共同利用とはならない。

※ 1～※ 3（略）

【共同利用を行うことがある事例】

事例 1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第 15 条第 2 項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

事例 2) 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例 3) 外国の会社と取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例 4) 企業ポイント等を通じた連携サービスを提供する提携企業の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

なお、共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託先の監督義務を免れるわけでもない。

例えば、グループ企業でイベントを開催する場合に、各子会社から親会社（幹事会社）に顧客情報を集めた上で展示会の案内を発送する場合は共同利用となるが、自社でイベントを開催する場合に、案内状を発送するために発送代行事業者に顧客情報を提供する場合は、共同利用者の範囲に含まれるグループ企業内の事業者への提供であったとしても、委託であって、共同利用とはならない。

※ 1～※ 3（略）

【共同利用を行うことがある事例】

事例 1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合

事例 2) 親子兄弟会社の間で利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例 3) 外国の会社と利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

①共同して利用される個人データの項目

事例 1、2) (略)

- ②共同利用者の範囲（本人からみてその範囲が明確であることを要するが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。）

事例) 最新の共同利用者のリストを本人が容易に知り得る状態に置いているとき

- ③利用する者の取得時の利用目的（共同して利用する個人データのすべての利用目的）

- ④開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称（共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する事業者を、「責任を有する者」といい、共同利用者の内部の担当責任者をいうのではない。）

【上記①から④までの事項のほかに取り決めておくことが望ましい事項】

- 共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組）

- 各共同利用者の個人情報取扱責任者、問い合わせ担当者及び連絡先

- 共同利用する個人データの取扱いに関する事項

・個人データの漏えい等防止に関する事項

・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止

・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

- 共同利用する個人データの取扱いに関する取決が遵守されなかった場合の措置

- 共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報

①共同して利用される個人データの項目

事例 1、2) (略)

- ②共同利用者の範囲（本人からみてその範囲が明確であることを要するが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。）

- ③利用する者の利用目的（共同して利用する個人データのすべての利用目的）

- ④開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称（共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する事業者を、「責任を有する者」といい、共同利用者の内部の担当責任者をいうのではない。）

告・連絡に関する事項

●共同利用を終了する際の手続

法第23条第5項
(略)

上記③及び④については、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内^{※1}で変更することができ、変更する前に、本人に通知^{※2}又は本人が容易に知り得る状態^{※3}に置かなければならない。

また、上記①及び②については原則として変更は認められないが、次の場合、引き続き共同利用を行うことができる。

【引き続き共同利用を行うことができる事例】

事例1) 共同利用を行う事業者や個人データの項目の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合

事例2) 共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、当該事業者の事業内容に変更がない場合

事例3) 共同利用を行う事業者について事業の承継^{※4}が行われた場合

※1「本人が想定することが困難でないと認められる範囲内」については、2-2-1.(2)参照。

※2「本人に通知」については、2-1-7.参照。

※3「本人が容易に知り得る状態」については、2-1-11.参照。

※4「事業の承継」については、2-2-4.(3)(ii)参照。

2-2-5-2.保有個人データの開示（法第25条関連）

法第25条第1項
(略)

個人情報取扱事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）を

法第23条第5項
(略)

上記①及び②については、変更することができないが、③及び④については、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内^{※1}で変更することができ、変更する前に、本人に通知^{※2}又は本人が容易に知り得る状態^{※3}に置かなければならない。

※1「本人が想定することが困難でないと認められる範囲内」については、2-2-1.(2)参照。

※2「本人に通知」については、2-1-7.参照。

※3「本人が容易に知り得る状態」については、2-1-11.参照。

2-2-5-2.保有個人データの開示（法第25条関連）

法第25条第1項
(略)

個人情報取扱事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）を

求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法^{*1}）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない（2-1-4.「＊電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。

また、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、個人情報の取得元又は取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記し、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

なお、他の法令の規定により、別途開示の手続が定められている場合には、当該別途の開示の手続が優先されることとなる。

雇用管理情報の開示の求めに応じる手続については、個人情報取扱事業者は、あらかじめ、労働組合等と必要に応じ協議した上で、本人から開示を求められた保有個人データについて、その全部又は一部を開示することによりその業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとして非開示とすることが想定される保有個人データの開示に関する事項を定め、労働者等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

※ 1、※ 2（略）

(i) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

事例）（略）

(ii) 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

事例 1、2）（略）

(iii) 他の法令に違反することとなる場合

事例 1) 金融機関が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 9 条第 1 項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行

求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法^{*1}）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない（2-1-4.「＊電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。

なお、他の法令の規定により、別途開示の手続が定められている場合には、当該別途の開示の手続が優先されることとなる。

雇用管理情報の開示の求めに応じる手続については、個人情報取扱事業者は、あらかじめ、労働組合等と必要に応じ協議した上で、本人から開示を求められた保有個人データについて、その全部又は一部を開示することによりその業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとして非開示とすることが想定される保有個人データの開示に関する事項を定め、労働者等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

※ 1、※ 2（略）

(i) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

事例）（略）

(ii) 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

事例 1、2）（略）

(iii) 他の法令に違反することとなる場合

事例) 金融機関が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 9 条第 1 項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行っ

っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが同条第2項の規定に違反する場合

事例2) 刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合

2-2-5-4.保有個人データの利用停止等(法第27条関連)

法第27条第1項

(略)

法第27条第2項

(略)

法第27条第3項

(略)

個人情報取扱事業者は、本人から、手続違反^{*1}の理由により保有個人データの利用の停止等^{*2}が求められた場合には、原則^{*3}として、当該措置を行わなければならない。なお、利用の停止等を行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知^{*4}しなければならない(2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。)

※1「手続違反」とは、同意のない目的外利用、不正な取得、又は同意のない第三者提供をいう。

※2「利用の停止等」とは、保有個人データの利用の停止、消去^{*5}又は第三者への提供の停止をいう。

※3「原則」…違反を是正するための必要な限度を超えている場合や手続違反である旨の指摘が正しくない場合には、利用の停止等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、利用の停止等を行わない旨を本人に通知しなければならない。

なお、保有個人データの全部消去を求められた場合であっても、利用停止によって手続違反を是正できる場合であれば、そのような措置を講ずることにより、義務を果たしたことになり、必ずしも、求められた措置をそのまま実施する必要はない。

※4「本人に通知」については、2-1-7.参照。

ていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが同条第2項の規定に違反する場合

2-2-5-4.保有個人データの利用停止等(法第27条関連)

法第27条第1項

(略)

法第27条第2項

(略)

法第27条第3項

(略)

個人情報取扱事業者は、本人から、手続違反^{*1}の理由により保有個人データの利用の停止等^{*2}が求められた場合には、原則^{*3}として、当該措置を行わなければならない。なお、利用の停止等を行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知^{*4}しなければならない(2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。)

※1「手続違反」とは、同意のない目的外利用、不正な取得、又は同意のない第三者提供をいう。

※2「利用の停止等」とは、保有個人データの利用の停止、消去^{*5}又は第三者への提供の停止をいう。

※3「原則」…違反を是正するための必要な限度を超えている場合や手続違反である旨の指摘が正しくない場合には、利用の停止等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、利用の停止等を行わない旨を本人に通知しなければならない。

なお、保有個人データの全部消去を求められた場合であっても、利用停止によって手続違反を是正できる場合であれば、そのような措置を講ずることにより、義務を果たしたことになり、必ずしも、求められた措置をそのまま実施する必要はない。

※4「本人に通知」については、2-1-7.参照。

※ 5 「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

また、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止に応じる等、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

5. 個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格

個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのマネジメントシステムを確立し実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。

なお、その体制の整備に当たっては、日本工業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」を、個人データの安全管理措置の実施に当たっては、日本工業規格 JIS X 5070「セキュリティ技術—情報技術セキュリティの評価基準」、日本工業規格 JIS Q 27001「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項」、日本工業規格 JIS Q 27002「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」、CRYPTREC（暗号技術評価プロジェクト）の「電子政府推奨暗号リスト」、ISO/IEC 18033（暗号アルゴリズム国際規格）等を、個人データの安全管理措置の実施状況の確認に当たっては、経済産業省の「情報セキュリティ監査制度」を、それぞれ参考にすることができる。

また、個人情報取扱事業者は、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、それをウェブ画面への掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である。

個人情報取扱事業者は、一定の事項に関して公表しなければなら

※ 5 「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

5. 個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格

個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのマネジメントシステムを確立し実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。

なお、その体制の整備に当たっては、日本工業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」を、個人データの安全管理措置の実施に当たっては、日本工業規格 JIS X 5070「セキュリティ技術—情報技術セキュリティの評価基準」、日本工業規格 JIS Q 27001「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項」、日本工業規格 JIS Q 27002「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」、CRYPTREC（暗号技術評価プロジェクト）の「電子政府推奨暗号リスト」、ISO/IEC 18033（暗号アルゴリズム国際規格）等を、個人データの安全管理措置の実施状況の確認に当たっては、経済産業省の「情報セキュリティ監査制度」を、それぞれ参考にすることができる。

また、個人情報取扱事業者は、以下の事項を参考として「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、ウェブ画面への掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表することが望ましい。

ないが（2-1-8 参照）、事業者の個人情報保護を推進する上での考え方や方針には、消費者等、本人の権利利益の保護の観点から、以下に掲げる点を考慮した事項を盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことも重要である。

●事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関する
こと。

(ア)取得する個人情報の利用目的（法第18条関係）

すべての利用目的を列記するのではなく、事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示すなど、事業内容の特性、規模及び実態に応じ、本人にとって利用目的がより明確になるようにすることが望ましい。

(イ)＜個人データの取扱いの委託を行う場合＞（法第22条関係）

事業内容の特性、規模及び実態に応じ委託処理の透明化を進めることを盛り込むことが望ましい。

- ・個人データの委託を行うこと。
- ・委託する事務の内容

(ウ)＜本人の同意なく第三者提供する場合＞（法第23条第2項及び第3項関係）

- ・利用目的に第三者提供が含まれていること。
- ・第三者に提供される個人データの項目
- ・第三者への提供の手段又は方法
- ・本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

(エ)＜共同利用する場合＞（法第23条第4項及び第5項）

- ・特定の者との間で共同利用すること。
- ・共同して利用される個人データの項目
- ・共同利用者の範囲
- ・共同して利用する者の利用目的
- ・共同して利用する者のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(オ)以下の保有個人データに関すること（法第24条、第25条及び第27条関係）。

個人情報の取得元又は取得方法（取得源の種類等）を可能な限り具体的に明記したり、本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等自主的に利用停止に応じたりするなど、

①事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関する
こと。

(ア)取得する個人情報の利用目的（法第18条関係）

(イ)＜本人の同意なく第三者提供する場合＞（法第23条第2項及び第3項関係）

- ・利用目的に第三者提供が含まれていること。
- ・第三者に提供される個人データの項目
- ・第三者への提供の手段又は方法
- ・本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

(ウ)＜共同利用する場合＞（法第23条第4項及び第5項）

- ・特定の者との間で共同利用すること。
- ・共同して利用される個人データの項目
- ・共同利用者の範囲
- ・共同して利用する者の利用目的
- ・共同して利用する者のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(エ)以下の保有個人データに関すること（法第24条関係）。

事業活動の特性、規模、実態を考慮して、本人からの求めに対応していくことを盛り込むことが望ましい。

- ・ 自己の氏名又は名称
- ・ すべての保有個人データの利用目的
- ・ 「開示等の求め」に応じる手続（定めた場合に限る。）
- ・ 保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額（定めた場合に限る。）
- ・ 苦情の申出先（認定個人情報保護団体の対象事業者[※]である場合には当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）

(カ) 開示等の求めに応じる手続に関する事（法第 29 条関係）。

- ・ 申請書の様式（定めた場合に限る。）
- ・ 受け付ける方法（定めた場合に限る。）
- ・ 保有個人データの特定に役立つ情報の提供

(キ) 問い合わせ及び苦情の受付窓口に関する事（法第 23 条第 5 項、第 24 条第 1 項、第 29 条第 1 項及び第 31 条関係）。

● 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

● 個人情報の安全管理措置に関する事。

● マネジメントシステムの継続的改善に関する事。

(略)

- ・ 自己の氏名又は名称
- ・ すべての保有個人データの利用目的
- ・ 「開示等の求め」に応じる手続（定めた場合に限る。）
- ・ 保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額（定めた場合に限る。）
- ・ 苦情の申出先（認定個人情報保護団体の対象事業者[※]である場合には当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）

(オ) 開示等の求めに応じる手続に関する事（法第 29 条関係）。

- ・ 申請書の様式（定めた場合に限る。）
- ・ 受け付ける方法（定めた場合に限る。）
- ・ 保有個人データの特定に役立つ情報の提供

(カ) 問い合わせ及び苦情の受付窓口に関する事（法第 23 条第 5 項、第 24 条第 1 項、第 29 条第 1 項及び第 31 条関係）。

② 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

③ 個人情報の安全管理措置に関する事。

④ マネジメントシステムの継続的改善に関する事。

(略)